

令和8年2月12日  
こども家庭部在宅育児支援担当課

## 議案第16号 練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

### 1 制定の理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、区市町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設された。当該給付に当たり特定乳児等通園支援事業者が従うべき運営基準については、国が定める基準を踏まえ、区の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定する。

### 2 制定の内容

次頁のとおり

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 参考資料

別紙のとおり

## 練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定内容について

### 1 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

### 2 条例制定に当たっての基本的な考え方

原則として、国の基準のとおりとする。ただし、利用する子どもの年齢については、下表のとおりとする。

| 国（子ども・子育て支援法）                  | 区条例（第2条第2項）                      | 区規則                            |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 支給対象小学校就学前子ども（満3歳未満の小学校就学前子ども） | 支給対象小学校就学前子ども <u>その他区規則で定める者</u> | <u>3歳になる年度末まで</u><br><u>の者</u> |

### 3 条例で定める主な事項

| 第1章 総則（第1条・第2条） |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 項目              | 定める事項                   |
| 基本的事項           | 条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則 |

| 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第3条－第32条） |   |
|-------------------------------------|---|
| 項目                                  | 定める事項   |
| 利用定員に関する基準                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たりおよび1月当たりの利用定員</li> </ul>  |
| 運営に関する基準                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との面談</li> <li>・区が行うあっせんおよび要請に対する協力</li> <li>・子どもおよび保護者の心身の状況等の把握</li> <li>・特定教育・保育施設等との連携</li> <li>・支払方法等</li> <li>・運営規程の整備</li> <li>・子どもを平等に取り扱う原則</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・苦情解決</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生の防止および発生時の対応 など</li> </ul> |

| 第3章 雜則（第33条・第34条） |   |
|-------------------|---|
| 項目                | 定める事項   |
| その他の事項            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面に代わる電磁的記録の作成等</li> <li>・委任規定</li> </ul> |

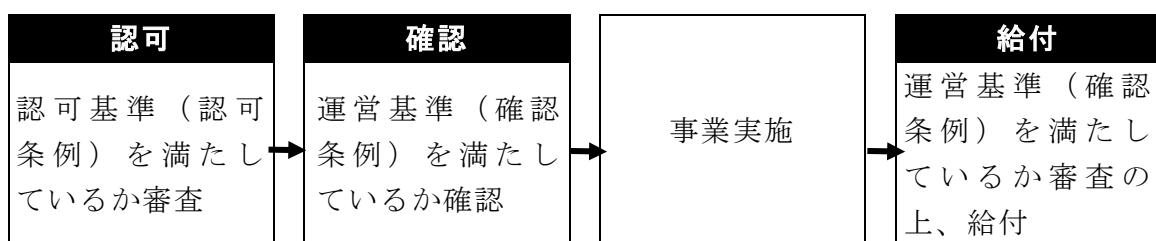
別 紙

練馬区乳児等通園支援事業（練馬区こども誰でも通園事業）について

1 認可条例と確認条例の違い

|     | 認可条例（令和7年第三回定例会制定）            | 確認条例（令和8年第一回定例会提出）  |
|-----|-------------------------------|---|
| 条例名 | 練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例 | 練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  |
| 根拠法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）           | 子ども・子育て支援法  |
| 視点  | 事業に必要な基準を満たしているか              | 乳児等支援給付対象事業者として適格か  |
| 基準  |                               | 運営規程の整備、子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、苦情解決   |
|     |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備および職員の基準</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・安全計画の策定等</li> <li>・自動車を運行する場合の子どもの所在の確認</li> <li>・衛生管理等 など</li> </ul>   |
|     |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との面談</li> <li>・区が行うあっせんおよび要請に対する協力</li> <li>・子どもおよび保護者の心身の状況等の把握</li> <li>・特定教育・保育施設等との連携</li> <li>・支払方法等</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生の防止および発生時の対応 など</li> </ul> |

2 事業認可および確認から給付までの流れ



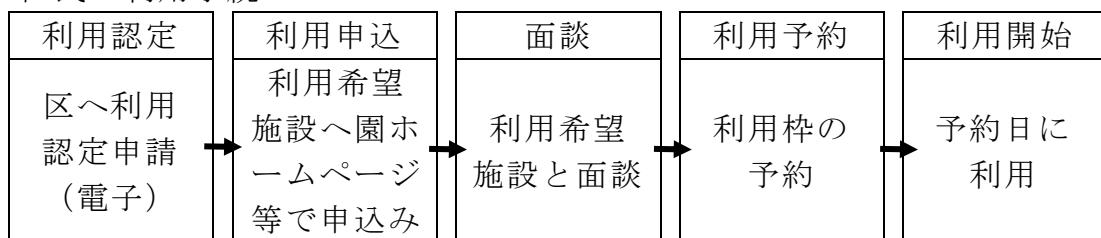
### 3 令和8年度事業概要（予定）

|        | 国基準（参考）  | 区事業  |
|--------|--|--|
| 対象者    | 0歳6か月から満3歳未満までの未就園児  | 0歳6か月から3歳になる年度末までの未就園児   |
| 実施方法   | 一般型：保育所等とは別に定員を設けて実施<br>余裕活用型：保育所等の既存の空き定員を活用して実施  | 国基準のとおり  |
| 利用時間   | 利用上限：月10時間   | 利用頻度：週1日以上<br>利用上限：月48時間、日8時間  |
| 利用料    | 300円程度／時間  | 無償（当分の間）   |
| 運営費補助等 | (1)基本分単価<br>0歳児：1,700円／時間<br>1・2歳児：1,400円／時間<br>(2)加算分単価<br>障害児：600円／時間<br>要支援家庭：600円／時間<br>など | (1)基本分単価<br>国基準のとおり<br>(2)加算分単価<br>国基準のとおり<br>(3)利用枠に対する補助<br>5,000円／1枠（月上限24万円） |
| 開設準備補助 | 開設に当たり改修や備品購入にかかる費用への補助<br>補助率3/4  | 開設に当たり改修や備品購入にかかる費用への補助<br>補助率10/10  |

### 4 実施施設

実施を希望する私立認可保育園、私立幼稚園、地域型保育事業所など

### 5 区民の利用手続



### 6 今後の予定

- |      |           |
|------|-----------|
| 3月中  | 事業認可・確認   |
| 4月1日 | 利用開始      |
| 5月～  | 事業者への給付開始 |